令和3年度専攻医募集に係る本県のシーリング状況

■ シーリングの対象

専門研修に係るシーリングは、日本専門医機構が定めたルールに従い、各都道府県の各診療科単位で設定される。対象となる診療科は全部で19診療科。

- ①内科 ②外科 ③産婦人科 ④小児科 ⑤脳神経外科 ⑥整形外科
- (7)眼科 (8)耳鼻咽喉科 (9)救急科 (10)形成外科 (11)泌尿器科 (12)皮膚科
- ③病理 ⑷臨床検査 ⑤総合診療科 ⑯精神科 ①麻酔科 ⑱放射線科
- ⑨リハビリテーション科
- **シーリングのルールと本県の状況** (詳細は、参考資料を参照)

ルール①:特定の診療科は対象外

- H6と比較して医師数が増えていない外科・産婦人科、そもそもの医師の 絶対数が少ない病理・臨床検査、今後の役割についてさらなる議論が必要と されている救急科・総合診療科はシーリングの対象外とする。
 - ➤ 全都道府県共通で、6 診療科(外科、産婦人科、病理、臨床検査、救急 科、総合診療科)が対象外

ルール②: 「H30 年医師数 | ≦「H30 又は R7 年必要医師数 | は対象外

- 現状の実医師数 (H30) が、現状必要とされるべき推計医師数 (H30) 又は将来必要とされるべき推計医師数 (R7) よりも同じまたは少ない場合は、シーリングの対象外とする。
 - ★県は、11 診療科(内科、脳神経外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、 形成外科、泌尿器科、皮膚科、精神科、麻酔科、放射線科)が対象外

ルール③:算定式により算出したシーリング数が「5以下」は対象外

- 算定式
 - 3年間(H30~R2)の平均採用者数
 - 「(3 年間(H30~R2)の平均採用者数-R7 の必要医師数を達成するための年間養成数) ×20%]

・小児科: $2 - [(2 - (-2)) \times 20\%] = 1.2 = 1$ ※5 以下 ・リハ科: $0 - [(0 - 0) \times 20\%] = 0$ ※5 以下

➤ 本県の場合、2診療科(小児科、リハビリテーション科)が対象外



令和3年度専攻医募集に係る本県のシーリングは、 全19診療科がシーリング対象外